

報告第7号

専決処分の報告について《京丹後市峰山庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約の変更について》

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月12日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第6号

専決処分書

変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月20日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市峰山庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約の変更について

令和6年10月4日京丹後市議会（9月定例会）において議決のあった京丹後市峰山庁舎改修工事（建築主体工事）請負契約の一部を下記のとおり変更する。

記

契約金額中「440,000,000円」を「443,770,800円」に、「40,000,000円」を「40,342,800円」に変更する。

(参考資料)

1 工事概要

京丹後市峰山庁舎改修工事（建築主体工事）について、現場精査及び他工事との調整により必要となった項目の数量等を変更する。

(1) 主な変更の概要

ア 現場精査及び他工事との調整により必要となった項目の数量等の変更（内装外壁改修・防水改修・舗装範囲調整等）